○上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の補償基礎額を定める規則

令和５年４月１日規則第１６号

上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の補償基礎額を定める規則

（趣旨）

第１条　この規則は、上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１４号）第６条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員の補償基礎額を定めるものとする。

（議会の議員の補償基礎額）

第２条　議会の議員の補償基礎額は、８，５００円とする。

（執行機関の委員の補償基礎額）

第３条　次に掲げる執行機関である委員会の委員及び委員の補償基礎額は、６，０００円とする。

(1)　公平委員会

(2)　監査委員

（附属機関の委員等の補償基礎額）

第４条　前条に規定する職員以外の非常勤の職員で、上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１７号）の適用を受けるものの補償基礎額は、５，２００円とする。

（その他報酬又は給与を支給される非常勤の職員の補償基礎額）

第５条　前３条に規定する職員以外の非常勤の職員のうち、その職員の報酬又は給与（以下「報酬等」という。）が日額、月額又は時間額で定められている職員の補償基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　報酬等が日額で定められている職員　当該職員の１日当たりの報酬等の額

(2)　報酬等が月額で定められている職員（次項に規定する職員を除く。）　当該職員の１月当たりの報酬等の３０分の１に相当する額

(3)　報酬等が時間額で定められている職員　当該職員の１時間当たりの報

酬等の額に、当該職員につき定められている１日の勤務時間を乗じて得た額

附　則

この規則は、公布の日から施行する。